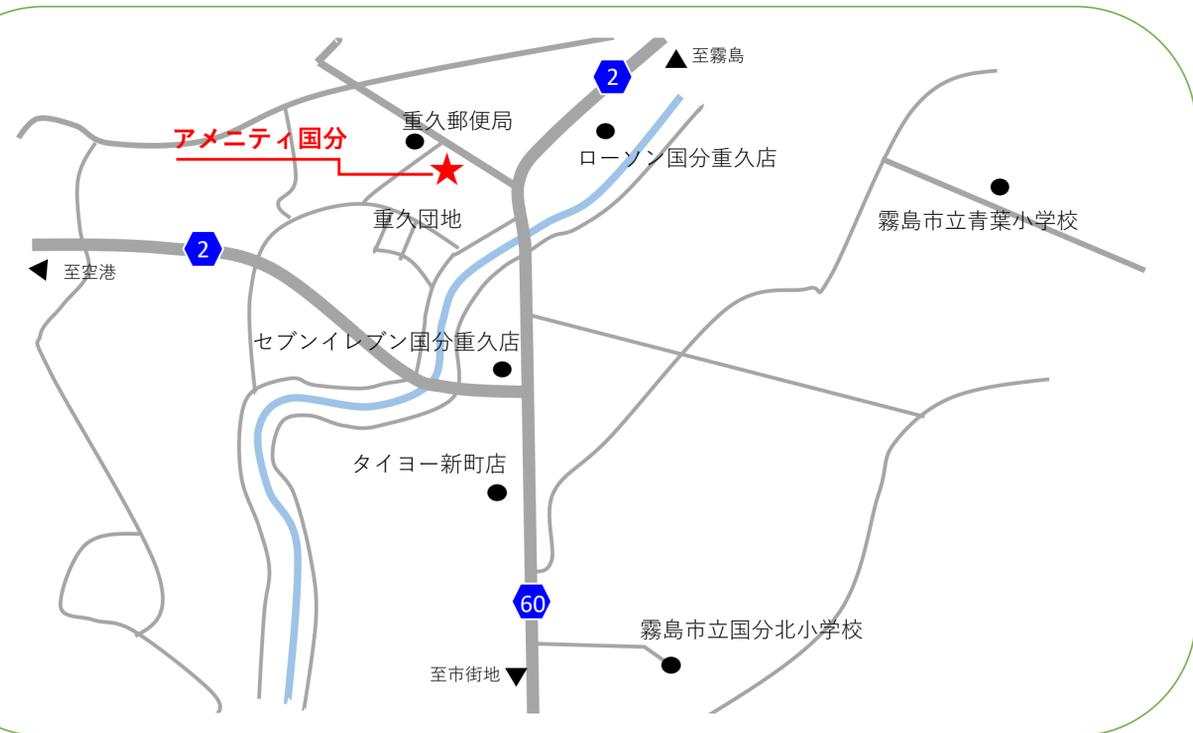


～アメニティ国分が大切にしたいこと～

一つでも自信を取り戻していただく

もう一度輝く瞬間を、ご本人・ご家族・職員と共有する

新たな可能性を見つけるお手伝いをする



介護老人保健施設

アメニティ国分

医療法人 春成会



- ・通所リハビリテーション
- ・訪問リハビリテーション



お問い合わせ

〒899-4301 鹿児島県霧島市国分重久361-1

TEL : 0995-64-0666 FAX : 0995-45-4515

e-mail : amenity-soudan@po.mct.ne.jp

通所リハ担当：大江・兵底

訪問リハ担当：轟木・山崎

老健とは医療・看護・介護からリハビリテーションまで、さらには、栄養管理などのサービスを提供して、障害のある方や高齢の方など、利用者本人・ご家族が安心した在宅生活を続けられるよう支援する介護保険で利用できる施設です。

通所リハビリテーション

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、通所リハビリテーションの施設に通い、日常生活上の支援や生活機能向上のための機能訓練などを日帰りで受けることができる在宅サービスです。

1日の流れ

9:00前後 自宅までお迎え

9:30 施設到着
体温、血圧等の確認
お風呂
個別リハビリ、自主訓練、スタッフとの訓練

11:30 口腔体操

12:00 食事の提供、昼休憩

13:00 集団体操（座位にてテレビ体操、脳トレ等）

13:30 物理療法・パワーリハビリ
個別リハビリ、自主訓練、スタッフとの訓練
（午前中に実施していない方）

14:00 レクリエーション

15:00 お茶・お菓子の提供

15:30 施設を出発し自宅へ帰宅



車椅子で来られる方も できる限り 室内の移動はスタッフと一緒に歩行！！

利用対象者 要介護1～5

※要支援認定の方は利用できません
※対象者様の状態によってはお受けできないことがあります

ご利用料金

※介護度やサービスの内容によって料金が変わります。詳しくは担当ケアマネジャー様にご相談ください。
※昼食代 700円/日

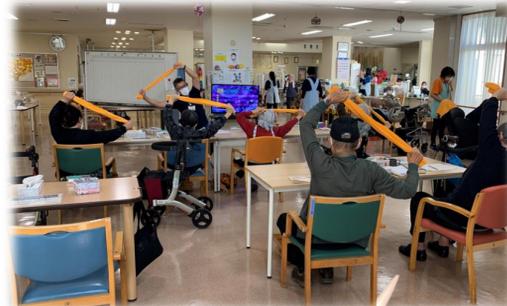
活動の様子

* 個別リハビリ *



リハビリスタッフが身体状況を確認しながら機能訓練を実施！
定期的に身体状況の評価を実施！
各個人に合ったプログラムを作成！

* 集団体操 *



テレビを見ながらスタッフと一緒に取り組みます！脳トレや懐メロなどもあります。

* パワーリハビリ *



老化や病気により使わなくなった筋力を呼び起こすマシントレーニングです。軽い負荷で行うため非常に安全で楽しい運動を実現することが可能です。

訪問リハビリテーション

主治医が必要と判断した要介護者の自宅に、理学療法士や作業療法士などのリハビリ専門職が訪問し、心身機能の維持・回復や、日常生活の自立を目指したリハビリテーションを提供します。

利用対象者

● 要介護1以上

※要支援の方は「介護予防訪問リハビリテーション」を受けることができます

● 主治医から「訪問リハビリテーションが必要」と認められている方

利用頻度と所要時間

● 1日20分・週6回まで

（1回40分であれば週3回まで）

※ケアマネジャー様が作成するケアプランに基づいた日数となります

訪リハでできること

症状の観察、助言

- ・アメニティ国分の医師が定期的に在宅を訪問し診察
- ・バイタルチェック
- ・病状の観察や助言
- ・精神面の健康状態の確認と助言
- ・介護者の健康状態の確認と助言
- ・再発予防と予後予測

日常生活の指導、助言 環境整備に対する提案

- ・ADL(日常生活動作)指導
- ・福祉用具、補装具、住宅改修の評価と相談
- ・QOL(生活の質)向上や趣味、社会参加促進のための助言



在宅でリハビリを行うことで、実際の生活環境に沿った訓練ができ、しかもリラックスしてリハビリが行えます。

こんな時にご検討ください

* 寝たきりで病院やリハビリ施設に通うのが難しいとき

* 専門の担当者からマンツーマンでリハビリを受けたいとき

* 身体介助の方法を自宅で教えてもらいたいとき

* リハビリが必要だが、本人が通所リハビリに行きたがらないとき

* 自宅でリハビリを安全におこないたいときなど

身体機能の維持、改善

- ・身体機能(筋力、柔軟性、バランス等)の維持、改善
- ・歩行や起き上がりなどの機能訓練
- ・食事、入浴、排泄などの生活動作訓練
- ・麻痺や褥瘡を解消するためのマッサージ
- ・痛みの評価、疼痛緩和
- ・自宅で行うトレーニングの指導、アドバイス
- ・摂食嚥下機能やコミュニケーション機能の改善

介護相談、家族支援

- ・療養生活上の相談、家族への介護指導、精神的な支援
- ・福祉制度の利用の助言、相談

ご利用ご希望の際は、担当ケアマネジャー様にご相談下さい